

JA山口信連の現況

DISCLOSE 2018





INDEX

◎ごあいさつ	1
【JAバンクの概要】	
● JAグループ・JAバンクの概要	2
● JAバンクシステム	3
● JAバンク山口の主な商品・サービス	5
【当会の考え方】	
● 当会の経営理念と経営方針	7
● コンプライアンス(法令等遵守)への取組み	8
● リスク管理の状況	9
【業 績】	
● 当会の業績	12
● トピックス	13
● JAバンク自己改革への取組み状況	14
【社会的責任と貢献活動】	
【組 織】	
● 当会の概要	20
● 役員・機構	21
● 沿革・歩み	22
【事 業】	
● 事業のご案内	23
● 手数料一覧	27
【資 料 編】	31
【索 引】	



経営管理委員会会長
村上 達己



代表理事理事長
小野 浩

ごあいさつ

皆さまには、平素よりＪＡ山口信連ならびにＪＡバンク山口をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、ＪＡと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

この度、当会の経営方針や最近の業績・活動内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、平成29年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復しました。海外経済が回復するもとで、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。一方、金融面においては、日本銀行の金融緩和策の長期化により、資金運用利ざやの縮小が進んでおり、金融機関の収益環境は厳しさを増しています。

農業・ＪＡを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行による人口減少や組合員の高齢化による生産基盤の縮小などの課題を抱えています。さらに、国際的な貿易交渉の動向や急速に進められる農業・農協改革など、その厳しさは増すばかりとなっています。

このような状況のもと、ＪＡグループ山口は、平成27年11月開催の第39回ＪＡ山口県大会決議に基づき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組むとともに、平成31年度期首の県下1ＪＡ設立に向けた準備を進めています。

当会といたしましては、ＪＡ山口県大会の決議内容を踏まえて策定した「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、ＪＡ・信連の一体的な事業推進を強化するとともにＪＡグループ山口の自己改革を着実に実践してまいります。

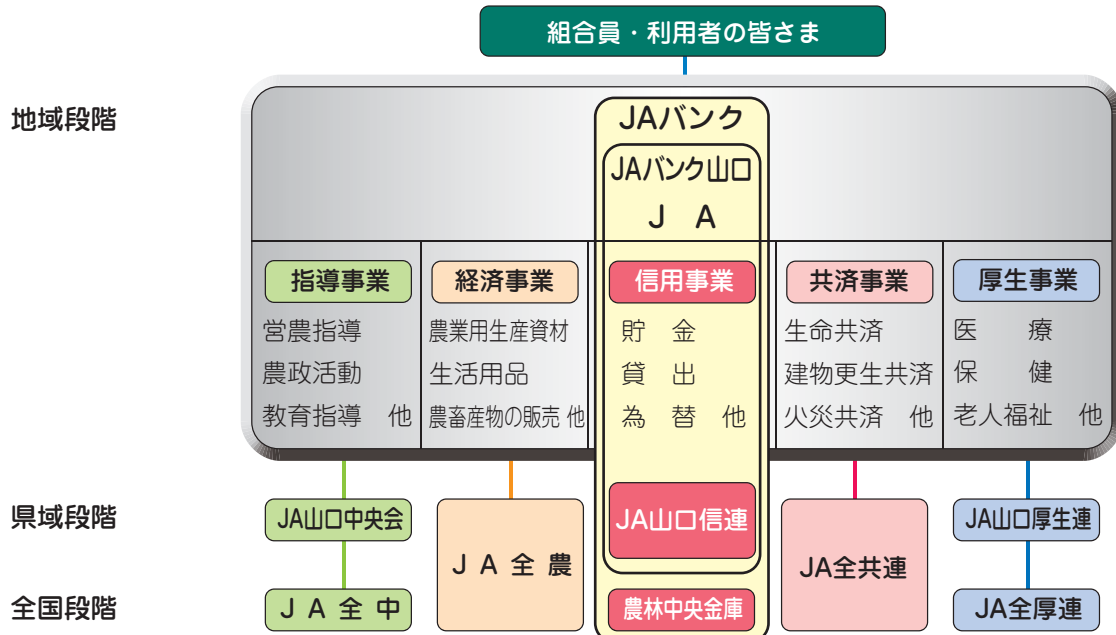
農業専門金融機関・地域金融機関として、農業の振興ならびに地域社会の発展により一層貢献できるよう、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、今後ともご支援・お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月

経営管理委員会会長 村上 達己
代表理事理事長 小野 浩

JAグループ・JAバンクの概要

JAグループとは



JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心して便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

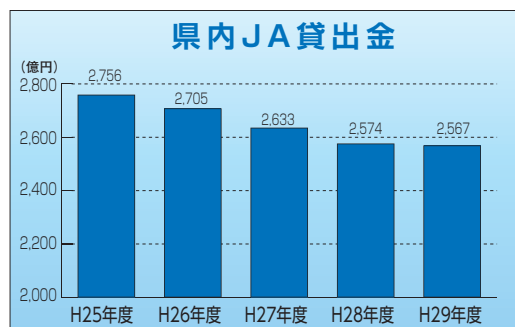
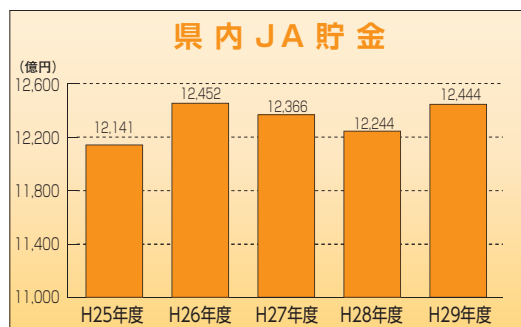
JAバンク山口とは

山口県内JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク山口」と呼び、一体的な事業運営をしています。

また、私どもJA山口信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会として、県内JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「JAバンク山口」としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆さまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

県内JAの概況

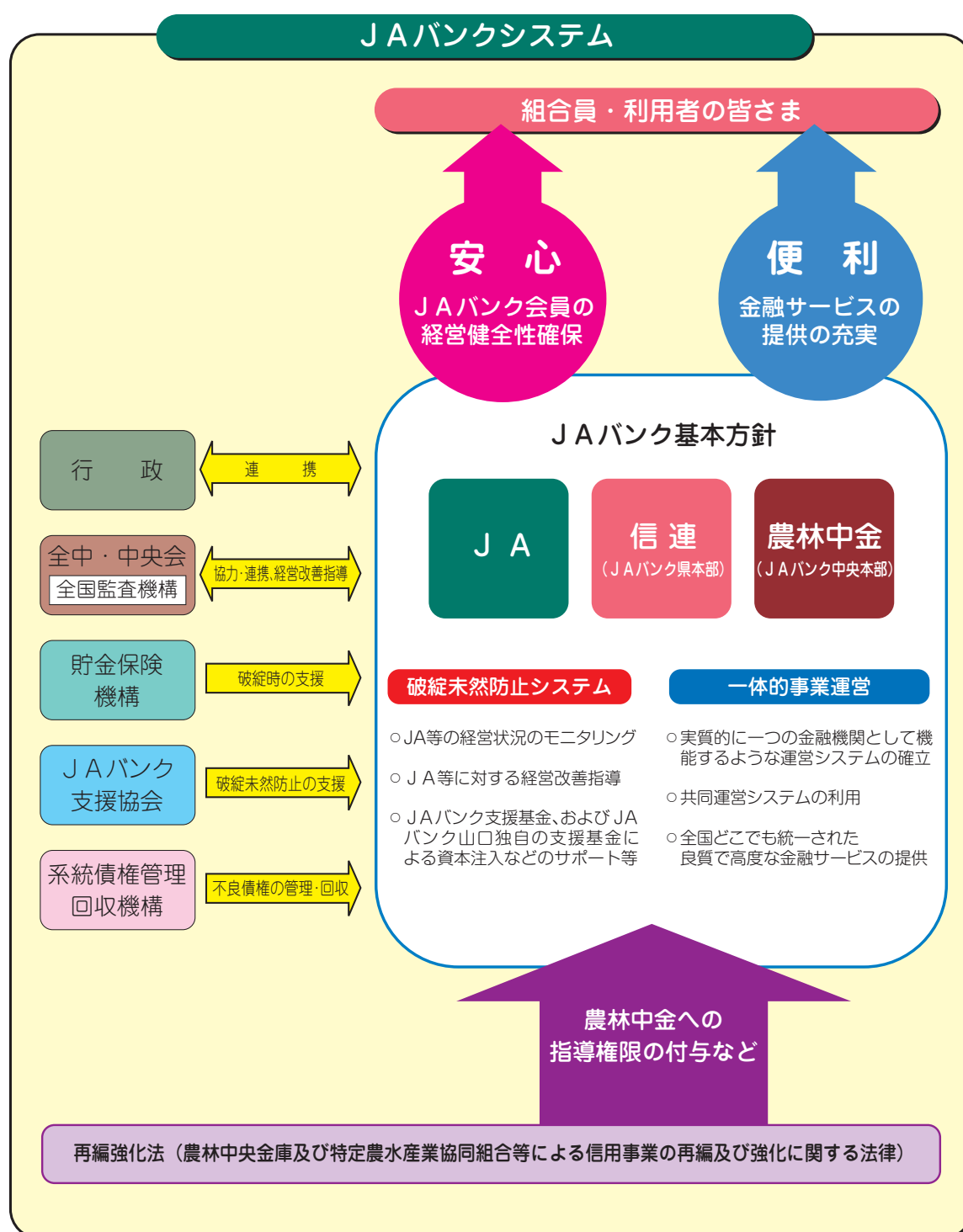
JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組んだ結果、平成29年度末の県内JA貯金残高は、対前年比+1.6%の1兆2,444億円となりました。また、県内JA貸出金残高は、低金利環境下での他行競争激化による事業性資金の残高減少などにより、対前年比△0.2%の2,567億円となりました。



JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心で便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



安心

ＪＡバンク・セーフティーネット

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

ＪＡバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
ＪＡバンク独自の制度

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、

- ①個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見
- ②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施
- ③全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」、およびＪＡバンク山口独自の支援基金を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などを行います。



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

ＪＡ・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、ＪＡが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、ＪＡなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便利

金融サービスの提供の充実

ＪＡバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、ＪＡネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるＪＡキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。

JAバンク山口の主な商品・サービス

貯金商品

当座性貯金

いつでも出し入れがご自由にでき、年金・給与・配当金などのお受取口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落とし口座としてご利用いただける「総合口座」（普通貯金）、お預り残高により有利な利率となる「貯蓄貯金」を取り扱っております。また、「総合口座」に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。

また、ペイオフ発動時においても全額保護の対象となる「普通貯金」（決済用口座）も取り扱っております。

※「貯蓄貯金」は、給与振込・年金振込などの自動受取や公共料金等のお支払いはご利用いただけません。

定期貯金

市場金利の動向に応じて利率が決まる「スーパー定期」等各種定期貯金や財形貯金、市場金利の動向に応じて半年ごとに利率が変わる「変動金利定期貯金」等を取り扱っております。

定期積金

ご進学やご結婚など、目的に合わせて無理のない金額・期間で積み立てる「定期積金」を取り扱っております。

ローン商品

農業資金

農業経営資金（統一版）をはじめ、農機具等の購入資金や運転資金など、農業経営に必要な各種の資金をご融資しております。

住宅ローン

住宅の建築資金、購入資金、増改築・補修資金及び他金融機関からの借換資金など、幅広いニーズに対応した資金をご融資しております。

その他ローン

マイカーローン、教育ローン、クローバローン及びカードローンなど、ライフプランにあわせてご利用いただけます。また、平日のご来店が困難なお客様向けチャネルとして、ネットローン（マイカー、教育、クローバ）も取り扱っております。

国債・投資信託

国債

長期利付国債、中期利付国債及び個人向け国債を取り扱っております。

投資信託

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。

その他のサービス

給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国銀行データ通信システムを利用して、全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとの間で振込、送金、手形などの取引をスピーディかつ安全・確実にご利用いただけます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部除く）のATMなどで、現金のお引出し、お預け入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのATMでもお引出し、残高照会がご利用いただけます。
JAカード	お買い物、ご旅行、お食事等でのお支払いや、キャッシングサービス、公共料金（一部を除く）のお支払いなどにご利用いただけるクレジットカードです。なお、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利なJAカード（一体型）もご用意しております。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国の加盟店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金をキャッシュレスでお支払いいただけます。また、平成30年4月から、一部の加盟店のレジ等で現金のお引出しができるキャッシュアウトサービスも取り扱っております。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンやスマートフォン、携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会、入出金明細の照会などの各種サービスがご利用いただけます。
JAバンクでんさいサービス	インターネットに接続されているパソコンから、でんさいネットが取り扱う電子記録債権をご利用いただけるサービスです。

※詳細につきましては、当会またはJAの窓口にて、ご確認ください。

※当会及び一部JAでは取り扱いしていない商品・サービス等もございます。

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、ＪＡグループの一員として、会員ＪＡの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

経営方針

当会は、「ＪＡバンク基本方針」に基づくＪＡバンクシステムの一員として、会員ＪＡ、ＪＡ組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスを提供するため、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画（平成28年度～平成30年度）基本方針

基本方針

ＪＡバンク山口として、生き残りをかけた競争に打ち勝つため、ＪＡ・信連の一体的な事業推進の取組みを強化し、確実に成果につなげることを基本方針として事業の展開を図ります。

経営目標

- ＪＡ組合員・利用者満足度の向上
（ＪＡ貯金の伸長、農業融資シェアの維持・向上）
- 内部留保額250億円の達成
- 不良債権比率１％台への低減

経営戦略

- ＪＡバンク山口中期戦略の着実な実践
- ＪＡグループ山口自己改革プランの実践
- 効率的な資金運用による安定収益の確保
- 経営管理態勢の強化
- 人材育成の強化

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民及び企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としており、社会的責任と公共的使命を認識するなかで法令等や社会的規範を遵守し、利用者の保護と利便性の向上を図り、また反社会的勢力等に対しては関係遮断を徹底することにより、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説及びコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

経営理念

「一人は人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一端として、会員JAの事業の振興と組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

コンプライアンスの基本方針

- 信連の社会的責任と公共的使命の認識
信連の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に貢献するとともに、市民生活や業務運営に貢献したセキュリティレベルの向上や災害時業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。
- 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとめることのない、公正な事業運営を遂行する。
- 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。
- 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、業務内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
- 職員の人格の尊重等
職員の人格を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。
- 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
- 持続可能な社会貢献活動への取組
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人格を尊重しつつ地域問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

行動規範の自己チェック

自分の行為・行動が信連の社会的責任、公共的使命に照らし適切・妥当なものか、常に意識していますか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、よく理解し活用していますか。

以下の行動規範の項目について、自身に問いかけ確認してみましょう。

1. 基本的な考え
 - 常にコンプライアンスを念頭に、誠実・公正な業務の遂行に心がけていますか。
 - 顧客等、人に接するときは、「親切・丁寧・誠実」をもって対応していますか。
 - 自己の立場・責任を自覚し、善悪注意義務をもって、事務処理等に心がけていますか。
 - 就業規則、その他の職場ルールを守り、円滑な業務遂行に努めていますか。
 - 相手の人格を尊重し、セクハラの防止等、健全な職場環境の維持に努めていますか。
2. 業務遂行の心構え (業務処理)
 - 相手との約束（時間、場所、取り決め、報告事項等）は必ず守っていますか。
 - 推測や印象で判断することなく、正確な知識・情報の取得、事実確認に努めていますか。
 - ミスに気付いたときや判断・処理に迷うときは、すぐに同僚や上司に相談していますか。
3. 私生活の心構え
 - 私生活においても、信連の職員としての自覚をもって行動していますか。
 - 社会的批判を受けるような投機的行為や賭けごと、質問を問われるような愚問をしていますか。

(法令・諸規定等の遵守)

- 信連の経営方針や事業計画に反するような行為をしていますか。
- 各法令、定款その他の規定等に反した事務処理、報告等をしていませんか。
- 融資や金融商品の販売等に関し、顧客への説明義務が守られていますか。
- 職務上の権限を逸脱した行為や顧客等への不当な利益の提供や便宜扱いをしていませんか。
- 他人の不正・違反を発見したときは、ヘルプライン制度に基づく相談・通報ができますか。

(公私の区別)

- 顧客と密着があるとの誤解を招かないよう、信連職員としての立場を常に自覚していますか。
- 社会常識に照らし、過度な接待や奢りをして、相手方から受けていませんか。

コンプライアンス・カード

JA山口信連

の役職員必携の

私たちは、JAグループおよびJAバンクの一員として、また、信連の社会的責任と公共的使命に照らし「コンプライアンスの基本方針」の確認・遵守を行い、会員や利用者等の信頼と負託に応えてまいります。

このカードを常時携帯し、行動規範の自己チェックに努めます。

リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定には含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当会では、「経済資本管理要領」に基づき、許容リスク量を配賦資本として部門別に配賦し、市場リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクに係る取得リスク量が、配賦資本の範囲内に収まるようコントロールするとともに、リスク・リターン分析に取り組んでいます。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「市場リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門においてV a R（※）（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益を計測し、前日比等を基準としたチェック・ポイントや、個別銘柄の下落率をモニタリングするとともに一定の下落率に抵触した場合には対応方針をフロント部署より求めるなど、リスク管理の充実に努めています。

※V a R（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「信用リスク管理要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理を行うことにより取得リスク量を把握しています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ的確な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、流動性リスクを市場リスクの一つと捉え、「市場リスク管理要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、顧客、不十分な管理体制、システムの故障や不備、外部要因により損失が生じるリスクをいい、事務リスク、法務リスク、システムリスク等をオペレーショナル・リスクとして管理しています。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、システム障害のみならず大規模災害に対して、人命保護、備蓄の確保や訓練及び重要な業務を継続し、社会的責任を果たすとした「業務継続計画基本方針」を制定し、その業務対応として「JAバンク業務継続規程」を策定するとともに、障害及び災害等の発生を想定した定期的な訓練を行うなど、システム障害や災害の発生に常に備えています。

内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

A L M管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、A L M委員会を定期的開催しています。

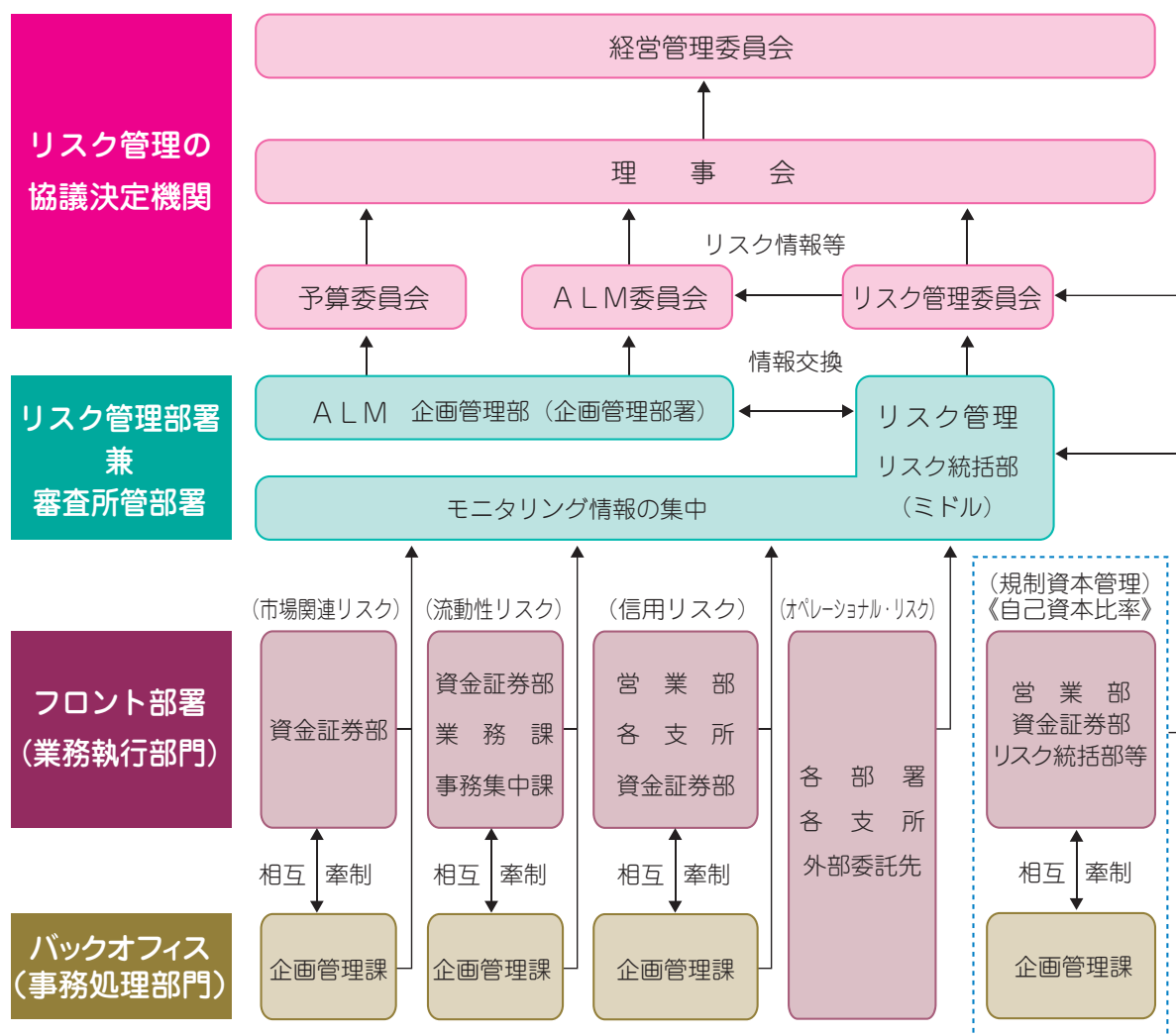
A L M委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資及び余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

個人情報保護

当会では、「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めるため、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱細則」、「特定個人情報取扱規程」、「特定個人情報取扱細則」等を制定しています。

リスク管理体制図



当会の業績

平成29年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復しました。海外経済が回復するも、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

金融面においては、日本銀行による極めて緩和的な金融政策のもと、企業買収関連や設備投資向けなどの資金需要により企業向け銀行貸出残高は増加しています。一方で、貸出金利の低下に伴う利ざや縮小など、収益面では厳しい環境が継続しています。

J Aバンク山口をめぐっては、農業従事者の高齢化に伴う正組合員の減少、他金融機関との競争激化に加えて、農業・農協改革など取り巻く環境は厳しさを増していますが、将来を見据えた事業基盤の維持・拡大に向け、鋭意、取組みを強化してまいりました。

このような環境のもと、当会の業務運営につきましては、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、J A・信連の一体的な事業推進を強化するとともにJ Aグループ山口の自己改革に取り組んだ結果、計画以上の剰余金を計上することができました。

貯金業務

当会貯金残高は、前年比2.7%増の9,609億円となりました。これは、当会貯金の大部分を占めるJ Aからの受入貯金増加などによるものです。

余裕金運用業務

預け金運用は、定期預金の満期平準化を図るなど、流動性資金を確保しながらも、資金動向を捉え効率的な運用に努めました。預け金残高は、前年比0.2%減の7,507億円となりました。

有価証券運用は、国内金利が低水準で推移するなど厳しい運用環境が続きましたが、金利リスク・信用リスクを勘案しながら、地方債、米国国債等の外貨建て債、国内・海外発行体の円貨建て債、および外国債券に投資する受益証券を購入することにより、期間収益の確保を図りました。また、資産健全化を目的に、運用実績が芳しくない受益証券を解約し、ポートフォリオの質的改善を図りました。有価証券等の残高は前年比19.0%増の1,906億円となりました。

融資業務

総貸出残高は、前年比15.1%増の879億円となりました。これは、山口県向け貸出の大口約定償還、金融機関貸出のコール償還、および中古不動産市場の好況を背景とした物件売却に伴う繰上償還等の減少要因はあったものの、既取引先との取引深耕や新規取引先の獲得に積極的に取り組んだ結果、残高伸長につながったものです。

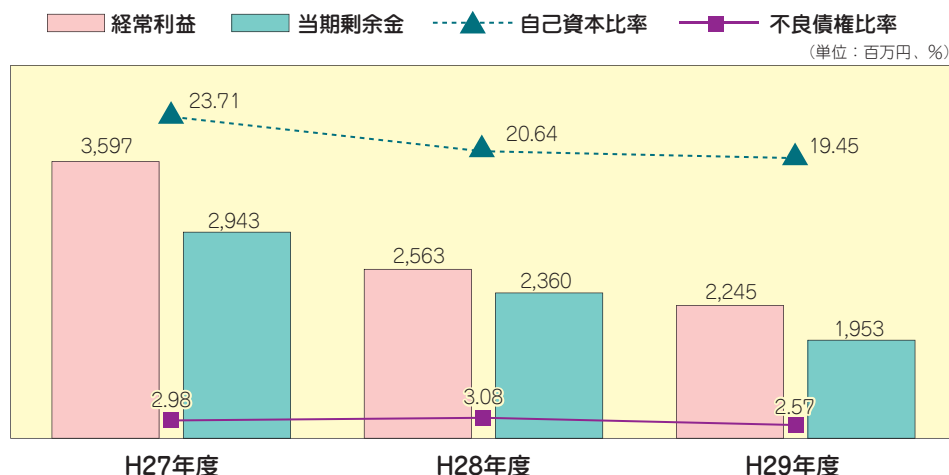
受託貸付業務

受託貸付金については、約定償還が進んだことにより、前年比9.4%減の98億円となりました。

収支・自己資本比率

収支状況は、中期経営計画（H28～H30）およびH29年度事業計画の着実な実践による安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組んだ結果、当期剰余金は19億円となりました。自己資本比率は、前年度から1.19ポイント低下し、19.45%となりました。これは、パーゼルⅢの段階適用による自己資本額の減少、および貸出残高、有価証券残高の積み増しなどに伴うリスクアセットの増加によるものです。

最近3事業年度の収支状況



●JAバンク山口渉外担当者大会の開催

平成29年6月9日に山口県健康づくりセンター（山口市）において、県内JAの渉外担当者ならびに管理者、総勢約400名の参集による「平成29年度JAバンク山口 渉外担当者大会」を開催しました。

当日は、前年度の活動に対して、渉外担当者の功労を称える表彰式と受賞者代表による体験発表、ならびに今年度の渉外担当者の目標となる大会決議文の採択が行われ、信用事業のより一層の発展を目指し、決意を新たにする場となりました。



平成29年度渉外担当者大会



ガンバロー唱和

●全日本大学駅伝中国四国予選会の応援

JAバンクでは、全日本大学駅伝の特別協賛を行っています。平成29年9月23日に開催された中国四国予選会（広島県庄原市）には、管内の12の大学が全国大会出場の1枠を競い合い、山口県からも山口大学が参加しました。JAバンク山口も出場大学の応援や記念品の差入れを行い、大会を盛り上げました。



大学駅伝差入れ

J Aバンク自己改革への取組み状況

J Aバンクでは、以下3つの取組みを柱として「J Aバンク自己改革」を策定し、J Aバンクが一体となって取り組んでいます。また、山口県域においては、全国施策に連動した、自己改革に向けた県域独自の取組みを「J Aグループ山口自己改革プラン」として実践しています。

1. 農業者所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応

■全国施策

平成26年11月に創設された「農業者所得増大・地域活性化応援プログラム」の取組みを進めています。このプログラムは、J Aバンクが他の全国連と連携しながら、農業者に対して、金融・非金融支援を総合的に実施し、従来以上にJ Aグループとして農業振興と地域振興に向けた役割を発揮するものであり、具体的には以下4事業を展開しています。

- (1) グローバルな食市場獲得応援
- (2) 農畜産物の付加価値向上応援
- (3) 担い手の規模拡大効率化応援
- (4) 地域活性化等応援

■山口県域施策

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに直接対応し、かつJ Aの取組みをサポートするため、中央会・他連合会と連携して、「担い手サポートセンター」を設置し、その機能を発揮しています。

《平成29年度の取組み》

中央会、全農等と連携し、応援プログラムを活用した農業所得増大に繋がる県域企画応援事業を実施しています。平成29年度は、『J Aグループ山口学生就農応援事業』『新規栽培品目助成事業』『農機具購入応援事業』の3事業を開始し、全12事業を展開しています。

実施事業名 ※（ ）内は開始年度	事業効果
① 記帳代行・税務申告支援事業(H28)	経理支援・営農状況の把握
② コンサルタント活用事業(H28)	法人設立支援、事業拡大・経営改善支援等
③ 新規就農応援事業(H27)	担い手の育成・支援
④ J Aグループ山口学生就農応援事業(H29)	担い手の育成
⑤ 県外就農ガイダンス等参加助成事業(H28)	県内就農者の拡大
⑥ 新規栽培品目助成事業(H29)	経営の多角化・安定化
⑦ 農機具購入応援事業(H29)	経営の安定化・規模拡大
⑧ ブランド強化学業(H28)	販路拡大・販売価格の上昇
⑨ 拠点F M(※)の設置・運営事業(H28)	販路の確保・拡大、地域内での認知度向上
⑩ J A出資型法人・J A F M(※)助成事業(H28)	担い手不在地域での営農継続、認知度向上
⑪ J A F M(※)運営助成事業(H28)	J A直売所利用活性化
⑫ 個別企画応援事業(H28)	農業者の所得増大と農業生産の拡大

(※) F Mはファーマーズ・マーケットの略です。

2. J Aが営農経済事業に全力投球できる環境整備

■全国施策

J Aの信用事業にかかるリスク・負担を軽減する等の環境整備等、信用事業の合理化に向け、全店舗でのオンラインキャッシュ等の導入を進めています。合わせて、統一事務手続の改正等をセットで展開することにより、J A店舗における業務・事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

■山口県域施策

全国施策と連動し、県下全信用店舗へのオンラインキャッシュ等の導入、統一事務手続の改正等により、J A店舗における業務・事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

《平成29年度の取組み》

県下J Aの全信用店舗（店舗統廃合を控えた一部店舗を除く）に、オンラインキャッシュ等の導入を完了しました。また、オンラインキャッシュにかかるオペレータ研修を開催し、新規導入J Aを中心とする担当者の操作習得を図りました。

3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域

■全国施策

「農とあゆむプロジェクト」の名称のもと、全県域において農業応援金融商品の取扱いを拡げています。具体的には、地元の農畜産物や直売所利用券を特典とした定期貯金等を企画・販売し、多くの利用者から好評を得ています。県内統一商品、J A個別商品を展開しており、取組みの活性化を図っています。また、地域の組合員・利用者へ金融サービスを提供することで、地域に貢献する移動店舗についても順次配備が実現しており、広域災害の際に、被災地の組合員・利用者に貯金入出金等の金融サービスを提供するためのJ AバンクのBCPの枠組みを整備しています。

■山口県域施策

准組合員の「農業と地域経済発展を農業者と共に支えるパートナーとしての取組みを拡充し、創意工夫のもと「農産物消費拡大」につながる金融商品・サービス等を企画・提供することで、農業と地域経済の発展に取り組んでいます。

《平成29年度の取組み》

昨年度に続き、J Aグループ山口の特産品を特典とした「J Aバンク山口 ふるさとをいただきますキャンペーン」、「J Aバンク山口 地産・地消応援定積キャンペーン」を実施しました。

その他

◆県下1JA構想への取組み

J Aグループ山口内全組織参画のもと、平成31年度期首のJA山口県設立に向けて具体的な協議・検討を進めています。

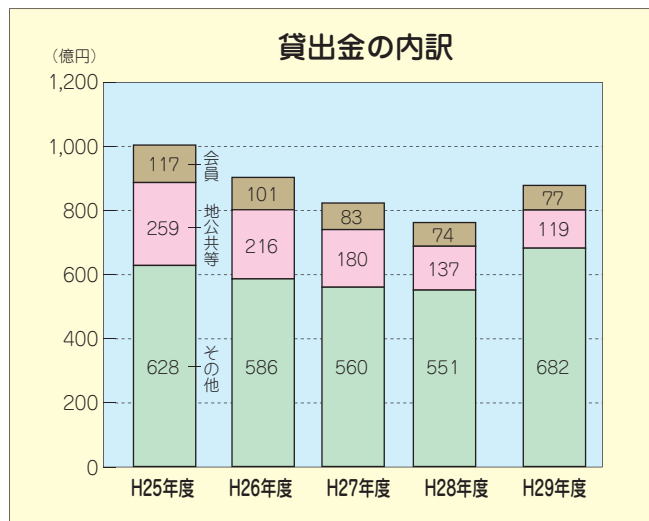
J A山口県の設立については、平成29年11月に県下12 J Aの臨時総代会で承認されました。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

1. 地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどが県内のＪＡにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



2. 地域農業の振興への貢献

(1) 農業メインバンク機能強化への取り組み

ＪＡバンク山口では、将来の地域農業の担い手となる農業者に向けた支援活動を進めており、中央会に設置された「ＪＡグループ山口担い手サポートセンター」や全農等とも連携し、「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」による県域企画応援事業を展開しています。県域企画は12事業を策定しており、その中で、ＪＡ直売所の利用活性化に資する「ＪＡファーマーズ・マーケット運営助成事業」や、新規就農者の定着支援策である「新規就農応援事業」は当会が主体的に取り組んでいます。

農業資金関係については、ＪＡバンク利子補給制度を活用し、農業近代化資金を含む、県下統一7商品で利子補給を実施することにより、農業者等の金利負担軽減に取り組んでいます。加えて、農業信用基金協会の保証料助成措置を実施しており、金融面のサービス拡充と、更なる借入負担軽減に努めています。

(2) メイン強化先への対応

県内ＪＡにおいては、農業者・農業法人に対する金融サービスを中心に十全な対応を行い、特に将来的な地域農業の担い手となりうる農業者等を「メイン強化先」と位置づけ、信用部門・営農経済部門等とのＪＡ内連携により資金ニーズの把握、サービスの提供・相談業務を行っています。

3. 地域密着型金融について

J Aバンク山口では、地域の皆さまに山口県産農畜産物のすばらしさを再確認いただくとともに、県産農畜産物の消費拡大のため、J Aバンク『農とあゆむプロジェクト』として、山口県の農畜産物・加工品等を景品とする金融商品を企画・販売しています。

(1) 『J Aバンク山口 ふるさとをいただきますキャンペーン』

平成29年6月1日～7月31日の間、および11月1日～12月29日の間、『JAバンク山口 ふるさとをいただきますキャンペーン』を実施しました。

期間中の定期貯金のご契約者様に、抽選でJ Aグループ山口の特産品をプレゼントしました。



(2) 『J Aバンク山口 地産・地消応援定積キャンペーン』

平成29年10月2日～12月29日の間、『JAバンク山口地産・地消応援定積キャンペーン』を実施しました。

期間中の定期積金のご契約者様全員に、J Aグループ山口の特産品をプレゼントしました。



(3) 『結いの恵み』（国産農畜産物抽選権付定期貯金）

J Aバンクで年金をお受け取りのお客様を対象に、国産農畜産物を抽選景品とする定期貯金『結いの恵み』を販売しました。



(4) 直売所の利用活性化

直売所の利用活性化に向け、クレジットカード決済導入により決済手段を多様化するとともに、直売所でのJAカード利用に対しては請求額から5%割引とする施策の展開を進めました。



(5) やまぐち子育て家庭応援優待事業への協賛

山口県では、安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指し、「やまぐち子育て家庭応援優待事業」を推進しており、県内J Aは協賛事業所として加盟しています。

これにかかる協賛事業として、J Aバンク山口では、お子様の人数に応じて金利を上乗せする『子育て支援定期積金 のびすく定期積金』を取り扱い、契約件数1件につき100円を、山口県内の児童養護施設等の支援活動団体に寄付しました。



（６）小学校・幼稚園等にチューリップの球根を寄贈

植物を育てることを通じて、子どもたちに豊かな感性・創造力を育んでもらうため、県内の小学校・幼稚園・保育園・認定こども園・特別支援学校・児童養護施設に約４万８千球のチューリップの球根を寄贈しました。



目録授与（チューリップ球根寄贈）

（７）ＪＡバンクアグリサポート事業

ＪＡバンクアグリサポート事業は、耕作放棄地の増大、地域の過疎化・高齢化問題など、様々な課題を抱える日本の農業・農村に対し、ＪＡバンクが自らの社会的使命を果たすため、より踏み込んだ支援策を展開し、その課題解決・成長をサポートすることを目的として創設された全国の枠組みです。

ＪＡバンク山口では、この枠組みを利用して、以下のＪＡバンク食農教育応援事業に取り組みました。

◇ＪＡバンク食農教育応援事業

次世代を担う子どもたちに、農業に対する関心・興味を持ってもらい、地域社会・経済において果たす役割、自然環境・国土の保全など、農業が持つ多面的機能、重要性を理解してもらうことを目的として、県内ＪＡを通じて小学校および特別支援学校に「食農教育・環境教育・金融経済教育」をテーマとする小学生向けの教材本を配布しました。

また、教育活動助成事業として、事業のテーマに関して各ＪＡが独自に実施した活動（米・野菜づくり体験、地元食材を使った料理教室等）に対する支援を行いました。



（８）ＪＡバンク山口グラウンド・ゴルフ県大会の開催

平成29年11月10日に「第６回ＪＡバンク山口グラウンド・ゴルフ県大会」を「山口きらら博記念公園」の多目的ドームで開催いたしました。本大会は、ＪＡで年金を受給されている皆さまの健康の増進と、相互の親睦を深めることを目的に、ＪＡバンク山口が平成24年度より開催しているものです。

県内９ＪＡから予選を勝ち抜かれた精鋭約200名のご参加をいただき、会場は白熱したプレーが繰り広げられる中でも笑顔と歓声は絶えず、選手間の交流の輪が広がりました。



団体戦優勝チームの皆さま



プレーの様子

（９）移動店舗

J Aバンクの自己改革における「農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献」の取組み、および災害等時のBCP対応の枠組みの一環として移動金融店舗車の導入が進んでおり、29年度末時点では3 J Aにおいて計4台が配備・運行されています。

4. 金融円滑化への取組み

金融円滑化については、平成25年3月31日をもって金融円滑化法の期限が到来しておりますが、「金融円滑化にかかる基本方針」のもと、「金融円滑化管理要領」「金融円滑化協議会運営要領」を定めるとともに、お客様からの相談等への具体的な対応方法を整理した「金融円滑化にかかる顧客相談対応マニュアル」を策定し、これらに基づき適切な業務の遂行を期限到来前と同様に取り組んでいます。

平成21年12月の法施行から平成30年3月末までの対応状況としては、81件9,962百万円の条件変更の申込を受け、78件対応済、謝絶3件となっています。

5. ご融資における利用者との保証契約について

ご融資の契約およびこれに伴う担保・保証契約については、利用者（経営者等）との保証に依存しない融資業務態勢の一層の促進を図るとともに、利用者と保証契約を締結する場合は、保証人となられる方の年齢、知識、経験および財産の状況を踏まえ、契約内容や法的効果に加えて、実際の保証債務を履行する事態に至った場合の具体的な履行責任についても理解と納得が得られるように説明に取り組んでいます。また、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。）に基づき、保証契約の必要性、および原則として保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人となられている方の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を定めること、また、経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることについても丁寧かつ具体的に説明を行うこととしています。

当会の概要

会 員 数

資 格	平成30年 3 月末現在	平成29年 3 月末現在
正 会 員	22	22
准 会 員	14	14
合 計	36	36

職 員 数

	平成30年 3 月末現在	平成29年 3 月末現在
男 子 職 員	60人	64人
女 子 職 員	33人	31人
嘱 託 常 備 人	14人	17人
合 計	107人	112人

自動化機器(ATM)の設置状況

(平成30年 6 月末現在)

	店 舗 内	店 舗 外 (※)
J A 設 置	117台	91台
信 連 設 置	4台	12台

(※) 他金融機関との共同設置を含んでいます。

店 舗 一 覧

(平成30年 6 月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電話番号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083 (973) 2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町 1 番 1 号	083 (923) 2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837 (52) 1075

子会社等（子法人等）

該当ありません。

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

役員・機構

役員

平成30年 7 月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	村 上 達 己
経営管理委員会副会長	河 村 壽 雄
経営管理委員会委員	水 津 俊 男
経営管理委員会委員	神 尾 透 男
経営管理委員会委員	小 田 保 男
経営管理委員会委員	福 江 幸 雄
経営管理委員会委員	山 下 信 雄
経営管理委員会委員	田 中 昭 一 郎
経営管理委員会委員	飯 村 巖 定
経営管理委員会委員	近 藤 昭 彦 夫
経営管理委員会委員	木 村 光
経営管理委員会委員	金 子

理 事 会

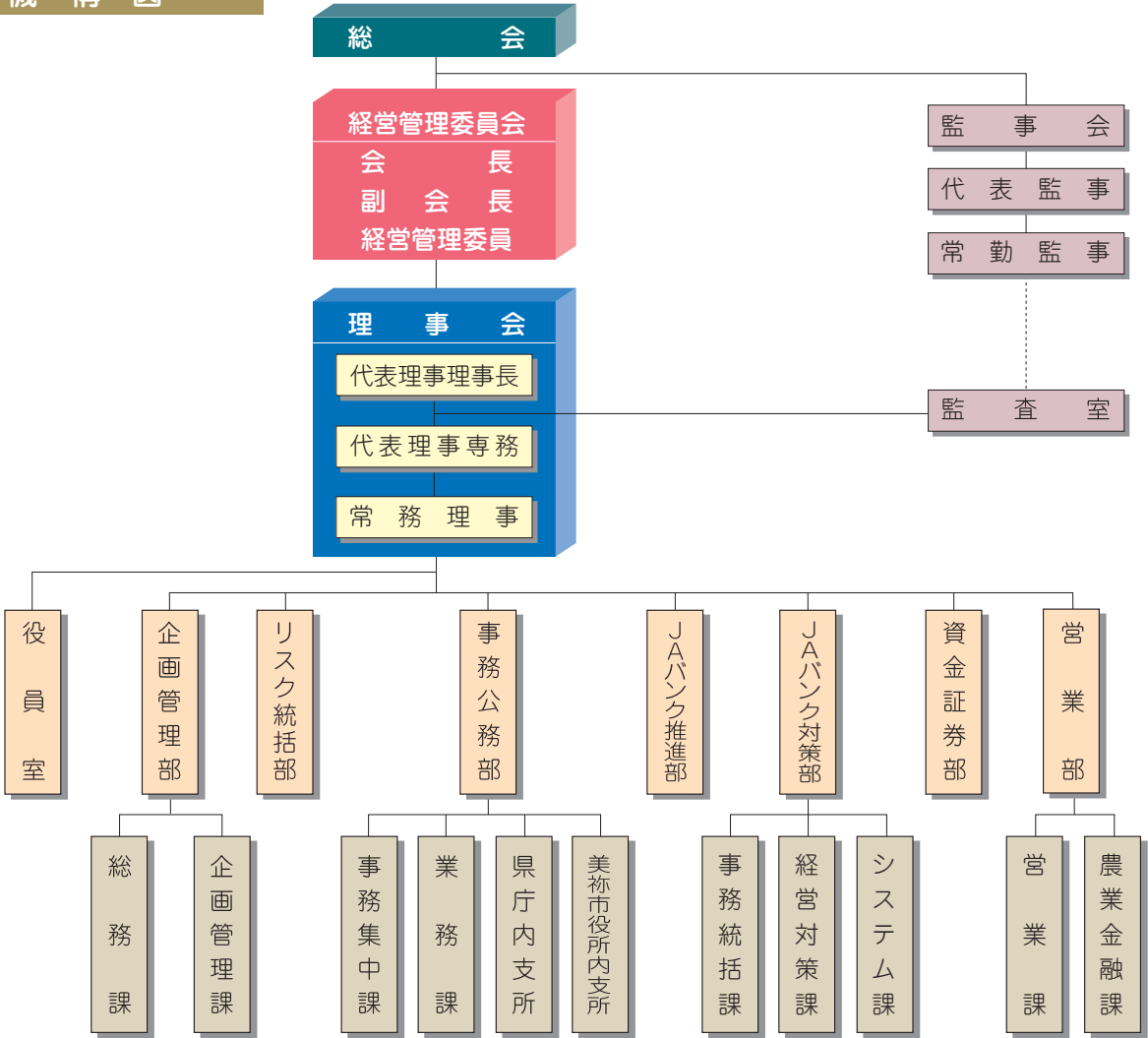
代表理事理事長	小 野 浩
代表理事専務	松 本 隆 志 紀
常務理事	山 縣 正

監 事

代表監事	平 岡 武 繁 隆 司
監事	山 本 勝 敦 仁
監事	石 田 仁

機 構 図

平成30年 7 月現在



組
織

大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合联合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売联合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売联合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止 本所事務所を山口県農協会館へ移転
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止 山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始 当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（J Aビル）別館完成 山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始 県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設 国債等窓販代理業務開始
平成 1 年	美祢市役所内支所を開設
平成 2 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（M I C S）開始
平成 3 年	5業態間CDオンライン提携開始
平成 4 年	山口県J A貯金1兆円突破 農協の新シンボルマークと愛称「J A」を導入
平成 5 年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成 6 年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成 8 年	新信用オンラインシステム稼動 萩代理所を廃止
平成 9 年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「J Aバンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成12年	郵便貯金（現ゆうちょ銀行）とのCD・ATMオンライン提携
平成13年	インターネットバンキングサービス「J Aネットバンク」開始 岩国代理所を廃止
平成14年	「J Aバンクシステム」発足 経営管理委員会制度導入
平成16年	確定拠出年金業務開始 徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（J A S T E M）へ移行 新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始 セブン銀行とのATMオンライン提携
平成18年	印鑑照会システム稼動 新J Aカードの発行開始
平成19年	I Cキャッシュカードの発行開始
平成20年	日銀歳入復代理店として取扱開始 確定拠出年金の取扱終了
平成21年	J AバンクATM入出金手数料の全国一斉無料化開始 J A山口信連小郡別館を開設
平成22年	J A山口信連小郡別館に、『J Aバンク山口 年金センター』、『J Aバンク山口 ローンセンター』を開設
平成23年	全国統一オンラインシステム（J A S T E M）次期システムへ移行
平成24年	統一事務手続の導入
平成25年	統一商品の導入
平成26年	法人向けインターネットバンキングサービス「法人J Aネットバンク」開始
平成27年	山口県新J Aビル本館完成
平成28年	県中継システム基盤更改 J A S T E M－ATM移行 ATMマルチペイメント収納業務取扱開始
平成29年	J A S T E M端末機移行 オンラインキャッシャ全店導入

事業のご案内

1 主要な業務

貯金業務

会員であるＪＡをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金を取り揃えています。

また、ＪＡキャッシュカードをご利用いただきますと、全国のＪＡはもちろん、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア（一部除く）のＡＴＭなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

融資業務

一般融資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てしたいと常に考えています。良質で豊富な資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

為替業務

北海道から沖縄まで、全国のＪＡ、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

3 利用者保護等管理方針

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

4 お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
 - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
 - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

5 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、健全な業務運営を遂行するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対しては、一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等、組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対策を講じます。

（運営等）

1. 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用される法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

4. 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、適時・適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

6 利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

利益相反のおそれのある取引の類型は次のとおりです。

- （1）お客さまと当会の間の利益が相反する場合
- （2）お客さまと他のお客さまとの間の利益が相反する場合

3. 利益相反管理統括部署

当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署（以下、「統括部署」といいます。）およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。

4. 利益相反の管理の方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法によりお客さまの保護を適正に確保します。

- （1）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （2）対象取引またはお客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （3）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、そのお客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反管理体制

当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。

- （1）統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。
- （2）利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会の規定に基づき適切に記録し、保存します。
- （3）当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （4）当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

本所業務課 (電話：083-973-2241)

県庁内支所 (電話：083-923-2337)

美祢市役所内支所 (電話：0837-52-1075)

上記本支所以外の窓口

リスク統括部 (電話：083-973-1182)

JAバンク相談所

山口県JAバンク相談所 (電話：083-973-2248)

2. 紛争解決措置の内容

当会は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

山口県弁護士会仲裁センター(電話:083-922-0087)、広島弁護士会仲裁センター(電話:082-25-1600)、福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:093-561-0360【北九州】、092-741-3208【福岡】、0942-30-0144【久留米】)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)、民間総合調停センター(大阪府)

1の窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。(ただし、民間総合調停センター(大阪府)のみ、JAバンク相談所等を通じてのご利用となりますのでご了承ください。)

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、および第二東京弁護士会仲裁センターでは、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客さまの居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停」や「移管調停」を利用することができます。

手数料一覧

平成30年6月末現在

内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内ＪＡ	その他の金融機関
----	------	---------	------	----------

○振込手数料
窓口ご利用の場合

電 信 扱	3万円未満	216	216	432
	3万円以上	432	432	648
文 書 扱	3万円未満	216	216	432
	3万円以上	432	432	648
同一店内振込	3万円未満	108	—	—
	3万円以上	324	—	—

個人ネットバンクご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

法人ネットバンクご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
総 合 振 込	3万円未満	108	108	216
	3万円以上	216	216	432
給 与 振 込	3万円未満	無料	無料	324
	3万円以上	無料	無料	324
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

媒体（ＣＤ等）・定時自動送金サービスご利用の場合

振 込	3万円未満	108	108	324
	3万円以上	324	324	540
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—

種類	取扱区分	同一店内	当会の本・支所	県内ＪＡ	県外ＪＡ	その他の金融機関
----	------	------	---------	------	------	----------

ＡＴＭ振込サービスご利用の場合

県内ＪＡおよび当会 発行のキャッシュカード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432
県外ＪＡキャッシュ カード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432
提携金融機関 キャッシュカード	3万円未満	108	108	216	432	432
	3万円以上	324	324	432	648	648
ＪＦマリンバンク キャッシュカード	3万円未満	無料	108	108	216	216
	3万円以上	無料	216	216	432	432

- （注） 1. 法人ネットバンクご利用の場合、別途月額利用料が必要になります。
 2. 定時自動送金サービスは口座引落手数料が別途54円必要になります。
 3. 同一店内とは、ＡＴＭ管理店への振込をいいます。
 4. 提携金融機関キャッシュカードによるお振込は、ご利用時間に応じて、別途ＡＴＭ利用手数料が必要となります。

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内ＪＡ	その他の金融機関
○送金手数料				
普通扱（送金小切手）		432	432	648
○代金取立手数料				
隔 地 間	普 通 扱	432	432	648
	至 急 扱	432	432	864
同一交換区域内（手形）		324	324	324
同一交換区域内（小切手）		108	108	108
○その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		648	648	648
不渡手形返却料		648	648	648
取立手形組戻料		648	648	648
取立手形店頭呈示料		648	648	648
上記以外の特殊手数料		実費	実費	実費

（注）取立手形の店頭呈示に要する実費が648円を超える場合は、その実費を申し受けます。

手形小切手帳発行手数料

（単位：円）

小 切 手 帳	1冊（50枚）	864
約 束 手 形 帳	1冊（50枚）	1,080
約 束 手 形 帳	1冊（20枚）	432
為 替 手 形 帳	1冊（20枚）	432

両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

（単位：円）

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	324
	501枚以上	540

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.08%（上限：540円）

ＣＤ・ＡＴＭ利用手数料

（単位：円）

		平 日	土 曜 日		日・祝日・年末	正 月
		8:45～18:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
当会・県内ＪＡキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料
	入 金					
県外ＪＡキャッシュカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料
	入 金					
提携金融機関カード		108	108	216	216	216
ＪＦマリンバンクカード	出 金	無料	無料	無料	無料	無料
三菱東京ＵＦＪ銀行カード		無料	108	108	108	108
自動キャッシング	出 金	無料	無料	108	108	108

- （注） 1. 上記には、他金融機関との共同設置によるＣＤ・ＡＴＭは含めておりません。また、ＣＤ・ＡＴＭの稼働日・時間帯は、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください（本所・県庁内支所は平日のみの稼働となります）。
2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

でんさいネットご利用料金

(単位：円)

でんさいネット月額利用料	無料
--------------	----

○従量料金

発生記録手数料	系統内	324
	他 行	648
譲渡記録手数料	系統内	324
	他 行	648
分割（譲渡）記録手数料	系統内	324
	他 行	648
保証記録手数料		324
変更記録手数料		324
支払等記録手数料		324
上記にかかる代行請求手数料		1,080
残高証明書発行手数料	継続発行	1,620

○その他料金

変更記録手数料（書面）		1,620
通常開示請求手数料		無料
特例開示請求手数料		3,240
残高証明書発行手数料	都度発行	4,320
口座間送金決済中止手数料		1,080
支払不能情報照会手数料		3,240
貸倒引当金繰入事由証明書発行手数料		1,080
その他料金（上記いずれにも該当しない場合）		2,160

(注) でんさいネットサービスのご利用には、法人ネットバンクのご契約が別途必要になります。

そ の 他

(単位：円)

貯金間振替手数料（定型自動振替）		無料
他所払小切手入金手数料		為替取立手数料に準ずる
自己宛小切手発行手数料		432
通帳・証書再発行手数料（1件あたり）		1,080
ICキャッシュカード発行手数料（単体型 1枚あたり）		無料
ICキャッシュカード発行手数料（クレジット一体型）		無料
キャッシュカード再発行手数料（1枚あたり）		1,080
ワイドカード再発行手数料		1,080
残高証明書発行手数料	都度発行	432
	継続発行	216
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料（1ヶ月あたり）		108
国債等保護預り残高証明書発行手数料		無料
投信販売手数料・解約手数料		ファンド毎の料率
投信保護預り残高証明書発行手数料		216
保護預り手数料（消費税別途） （ただし、500円に満たない場合は500円）		月末残高×1/12×5/10,000
個人情報保護法に係る開示手数料（1件あたり）		540
株式払込金等取扱手数料率		有償払込額に既定の手数料率を乗じた額
個人ネットバンク月額利用料		無料
法人ネットバンク月額利用料		
照会・振込サービス（リアル系取引）		1,080
データ伝送サービス（総合振込・給与振込・口座振替）		2,160

(注) 法人ネットバンクのデータ伝送サービスを利用する場合、照会・振込サービスの利用が必須となるため、月額利用料は合計で3,240円になります。

※上記手数料には消費税等（8%）が含まれています。

資 料 編

CONTENTS

貸 借 対 照 表	32
損 益 計 算 書	33
キャッシュ・フロー計算書	34
平成29年度注記表	35
平成28年度注記表	41
剰余金処分計算書	47
財務諸表の適正性等にかかる確認	47
損 益 の 状 況	48
貯金に関する指標	50
貸出金等に関する指標	51
有価証券に関する指標	55
経 営 諸 指 標	60
自己資本の充実の状況	61
役員等の報酬体系	76

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)	科 目	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	1,054	1,018	貯 金	960,978	935,606
預 け 金	750,775	752,813	当 座 貯 金	18,109	18,686
系 統 預 け 金	750,738	752,776	普 通 貯 金	7,876	9,013
系 統 外 預 け 金	36	36	貯 蓄 貯 金	21	22
金 銭 の 信 託	5,814	5,917	通 知 貯 金	1,750	850
有 価 証 券	190,673	160,211	別 段 貯 金	319	590
国 債	37,877	48,692	定 期 貯 金	932,902	906,443
地 方 債	23,440	14,414	譲 渡 性 貯 金	—	1,000
社 債	40,407	34,072	借 用 金	44,000	27,400
外 国 証 券	36,163	18,688	代 理 業 務 勘 定	11	29
株 式	18,088	14,911	そ の 他 負 債	1,601	1,553
受 益 証 券	27,954	21,822	貸 付 留 保 金	557	314
投 資 証 券	6,740	7,609	未 払 法 人 税 等	114	122
貸 出 金	87,900	76,339	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	21	26
手 形 貸 付	290	166	従 業 員 預 り 金	116	116
証 書 貸 付	57,922	50,207	仮 受 金	38	132
当 座 貸 越	4,700	3,887	未 払 費 用	675	814
金 融 機 関 貸 付	24,948	22,078	前 受 収 益	33	18
割 引 手 形	38	0	未 決 済 為 替 借	9	8
そ の 他 資 産	855	898	そ の 他 の 負 債	34	—
従 業 員 貸 付 金	9	11	諸 引 当 金	932	976
差 入 保 証 金	2	2	賞 与 引 当 金	44	46
金 融 派 生 商 品	—	51	退 職 給 付 引 当 金	874	887
仮 払 金	10	7	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12	42
未 収 金	165	203	繰 延 税 金 負 債	3,045	3,450
そ の 他 の 資 産	136	139	債 務 保 証	1,241	1,332
未 収 収 益	521	460	負 債 の 部 合 計	1,011,811	971,347
未 決 済 為 替 貸	11	22	(純 資 産 の 部)		
有 形 固 定 資 産	1,758	1,835	出 資 金	35,542	35,542
建 物	1,261	1,325	(うち後配出資金)	(20,000)	(20,000)
土 地	437	438	回 転 出 資 金	268	536
その他の有形固定資産	59	72	再 評 価 積 立 金	5	5
無 形 固 定 資 産	74	98	利 益 剰 余 金	27,121	26,493
ソ フ ト ウ ェ ア	70	94	利 益 準 備 金	11,700	11,200
その他の無形固定資産	3	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,421	15,293
外 部 出 資	48,236	48,151	特 別 積 立 金	9,900	9,900
系 統 出 資	47,091	47,091	当 期 未 処 分 剰 余 金	5,521	5,393
系 統 外 出 資	1,144	1,059	(うち当期剰余金)	(1,953)	(2,360)
債 務 保 証 見 返	1,241	1,332	会 員 資 本 合 計	62,937	62,577
貸 倒 引 当 金	△ 1,578	△ 1,594	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,056	13,059
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	37
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12,056	13,096
			純 資 産 の 部 合 計	74,994	75,674
資 産 の 部 合 計	1,086,805	1,047,022	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,086,805	1,047,022

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	平成28年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	科 目	平成29年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	平成28年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
経 常 収 益	11,633	12,368	役 務 取 引 等 費 用	733	741
資 金 運 用 収 益	8,763	9,305	支 払 為 替 手 数 料	50	48
貸 出 金 利 息	1,538	1,575	その他の支払手数料	680	691
預 け 金 利 息	106	163	その他の役務取引等費用	1	1
有価証券利息配当金	2,900	3,044	そ の 他 事 業 費 用	382	221
そ の 他 受 入 利 息	4,218	4,520	国 債 等 債 券 売 却 損	0	77
(うち受取奨励金)	(3,760)	(4,058)	国 債 等 債 券 償 還 損	382	143
(うち受取特別配当金)	(457)	(462)	経 費	1,796	2,243
役 務 取 引 等 収 益	1,171	1,191	人 件 費	756	817
受 入 為 替 手 数 料	57	55	物 件 費	977	1,358
その他の受入手数料	1,113	1,135	税 金	62	67
その他の役務取引等収益	0	0	そ の 他 経 常 費 用	146	40
そ の 他 事 業 収 益	1,344	1,638	株 式 等 売 却 損	38	—
受 取 出 資 配 当 金	495	495	金 銭 の 信 託 運 用 損	106	39
外 国 為 替 売 買 益	353	397	そ の 他 の 経 常 費 用	1	0
国 債 等 債 券 売 却 益	478	745	経 常 利 益	2,245	2,563
金 融 派 生 商 品 収 益	16	—	特 別 損 失	1	4
そ の 他 経 常 収 益	354	233	固 定 資 産 処 分 損	—	2
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	15	136	減 損 損 失	1	1
株 式 等 売 却 益	263	8	税 引 前 当 期 利 益	2,244	2,559
金 銭 の 信 託 運 用 益	41	51	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	311	337
そ の 他 の 経 常 収 益	34	36	法 人 税 等 調 整 額	△ 20	△ 138
経 常 費 用	9,388	9,804	法 人 税 等 合 計 額	290	198
資 金 調 達 費 用	6,330	6,558	当 期 剰 余 金	1,953	2,360
貯 金 利 息	205	249	当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,567	3,033
譲 渡 性 貯 金 利 息	0	0	当 期 末 処 分 剰 余 金	5,521	5,393
借 用 金 利 息	730	730			
そ の 他 支 払 利 息	5,394	5,577			
(うち支払奨励金)	(5,385)	(5,566)			

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	平成28年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益	2,244	2,559
減 価 償 却 費	117	125
減 損 損 失	1	1
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 15	△ 169
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 1	△ 0
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△ 42	△ 76
資 金 運 用 収 益	△ 8,763	△ 9,305
資 金 調 達 費 用	6,330	6,558
有 価 証 券 関 係 損 益 (△は益)	△ 194	△ 436
金 銭 の 信 託 の 運 用 損 益 (△は運用益)	78	1
固 定 資 産 処 分 損 益 (△は益)	—	2
貸 出 金 の 純 増 (△) 減	△ 11,561	6,058
預 け 金 の 純 増 (△) 減	10,000	△ 32,000
貯 金 の 純 増 減 (△)	24,372	578
借 用 金 の 純 増 減	16,600	7,400
事 業 分 量 配 当 金 の 支 払 額	△ 1,070	△ 356
そ の 他	51	△ 454
資 金 運 用 に よ る 収 入	8,751	9,420
資 金 調 達 に よ る 支 出	△ 6,339	△ 6,612
小 計	40,559	△ 16,705
法 人 税 等 の 支 払 額	△ 319	△ 465
事業活動によるキャッシュ・フロー	40,240	△ 17,170
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△ 77,643	△ 38,445
有 価 証 券 の 売 却 に よ る 収 入	28,530	46,459
有 価 証 券 の 償 還 に よ る 収 入	17,496	15,596
固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 16	△ 89
固 定 資 産 の 処 分 に よ る 収 入	—	0
外 部 出 資 の 増 加 に よ る 支 出	△ 85	△ 15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,719	23,506
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出 資 配 当 金 の 支 払 額	△ 255	△ 255
回 転 出 資 金 の 払 戻 し に よ る 支 出	△ 267	△ 165
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 523	△ 421
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額△)	7,997	5,914
6 現金及び現金同等物の期首残高	20,092	14,178
7 現金及び現金同等物の期末残高	28,090	20,092

平成29年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
 - また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建 物 19年～50年
 - その他 5年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしておりますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,563百万円であります。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は、296百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	8百万円	11百万円	20百万円
オペレーティング・リース	24百万円	51百万円	76百万円
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,735百万円、有価証券133百万円を差し入れております。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の総額は82百万円であります。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は2,024百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息

不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,096百万円であります。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38百万円であります。

- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,478百万円であります。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれております。

- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	萩市	1百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しております。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合(JA)等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、29%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(売買目的及びその他目的)で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めております。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

a 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスク管理要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しております。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っております。

また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しております。

b 市場リスクの管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスク管理要領を定め管理しております。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しております。

c デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し、内部牽制を確立して実施しております。

d 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,758百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

e 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスク管理要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	(単位：百万円) 差 額
預け金	750,775	750,615	△ 159
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,795	3,795	—
その他の金銭の信託	2,018	2,018	—
有価証券			
満期保有目的の債券	7,575	7,699	123
その他有価証券	183,097	183,097	—
貸出金	87,910		
貸倒引当金	△ 1,469		
貸倒引当金控除後	86,440	87,162	722
資産計	1,033,703	1,034,390	686
貯金	960,978	960,708	△ 270
借入金	44,000	43,944	△ 55
負債計	1,004,978	1,004,652	△ 326

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2.貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金9百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- b 金銭の信託
信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。
- c 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。
- d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
- 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
- また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
- b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
- 固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	48,236百万円
合計	48,236

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	750,775	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	7,575
その他有価証券の うち満期があるもの	26,289	4,600	11,039	4,485	7,220	73,866
貸出金	11,762	8,894	6,548	9,477	7,031	44,013
合計	788,826	13,494	17,587	13,962	14,251	125,455

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 1,711百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等172百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	959,832	1,023	112	—	10	—
借入金	—	—	7,300	16,700	—	20,000
合計	959,832	1,023	7,412	16,700	10	20,000

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については「5年超」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
当年度末において売買目的有価証券は保有しておりません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	7,575百万円	7,699百万円	123百万円
	小計	7,575	7,699	123
合計		7,575	7,699	123

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式 債券	16,693百万円	7,738百万円	8,955百万円
貸借対照表計上 額が取得原価を を超えるもの	国債	34,255	33,351	904
	地方債	23,440	23,257	183
	社債	25,531	24,954	577
	その他	14,046	13,016	1,030
	その他	21,626	15,532	6,094
	小 計	135,595	117,849	17,745
	株式 債券	1,394	1,552	△ 157
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	国債	3,622	3,652	△ 30
	社債	7,300	7,327	△ 27
	その他	22,116	23,251	△ 1,135
	その他	13,068	14,091	△ 1,022
	小 計	47,502	49,875	△ 2,373
合 計		183,097	167,725	15,372

(注) 上記差額合計から繰延税金負債3,329百万円を差し引いた金額12,042百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,046百万円	257百万円	－百万円
債券	27,184	385	0
その他	901	97	38
合計	29,132	741	39

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,795百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 0百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得価額	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	2,018百万円	2,000百万円	18百万円	18百万円	－百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債5百万円を差し引いた金額13百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	887百万円
退職給付費用	61百万円
退職給付の支払額	74百万円
期末における退職給付引当金	874百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	874百万円
退職給付引当金	874百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	61百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっております。

また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、119百万円となっております。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	357百万円
退職給付引当金超過額	242百万円
有価証券償却超過額	1,207百万円
減価償却超過額	19百万円
未払費用否認額	127百万円
前払費用否認額	87百万円
未払事業税	18百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	2,103百万円
評価性引当額	△ 1,806百万円
繰延税金資産合計(A)	297百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,334百万円
その他	△ 8百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 3,343百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,045百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.0%
事業分量化当金	△ 10.1%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 1.3%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.9%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

平成28年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
 - また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建 物 19年～50年
 - その他 5年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしておりますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。
- (10) 外国証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を利用しており、当該為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用
 - 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 - この結果、当年度の経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ0百万円増加しております。
- [追加情報]
- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当年度から適用しております。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,470百万円であります。
 - また、有形固定資産の圧縮記帳額は、296百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	9百万円	15百万円	24百万円
オペレーティング・リース	33百万円	76百万円	110百万円

- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金35,735百万円、有価証券142百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、差入保証金2百万円が含まれております。

- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。

- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は2,128百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,186百万円であります。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、0百万円であります。

- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,846百万円であります。

- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金19,578百万円が含まれております。

- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金20,000百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	萩市	1百万円

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額等に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（ＪＡ）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、30%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的及びその他目的）で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金には、自己資本増強の一環として、県内の会員ＪＡから借り入れた永久劣後特約借入金が含まれております。

劣後特約借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているのですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めております。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

a 信用リスクの管理

信用リスク管理においては信用リスク管理要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しております。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っております。

また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しております。

b 市場リスクの管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスク管理要領を定め管理しております。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しております。

c デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し、内部牽制を確立して実施しております。

d 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,197百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

e 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスク管理要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	(単位：百万円) 差 額
預け金	752,813	752,563	△ 249
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,907	3,907	—
その他の金銭の信託	2,009	2,009	—
有価証券			
満期保有目的の債券	3,514	3,625	111
その他有価証券	156,697	156,697	—
貸出金	76,350		
貸倒引当金	△ 1,468		
貸倒引当金控除後	74,882	75,688	806
資産計	993,824	994,493	668
貯金	935,606	935,291	△ 314
借入金	27,400	27,380	△ 19
負債計	963,006	962,672	△ 333
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	51	51	—
デリバティブ取引計	51	51	—

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2.貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金11百万円を含めております。

3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- b 金銭の信託
信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。
- c 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。
- d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
- b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	48,151百万円
合計	48,151

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	738,813	14,000	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	3,514
その他有価証券の うち満期があるもの	16,614	24,775	3,500	9,703	7,500	45,828
貸出金	9,342	6,257	6,456	6,111	5,301	42,699
合計	764,769	45,033	9,956	15,815	12,801	92,041

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）1,502百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等170百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	934,512	82	1,008	2	—	—
譲渡性貯金	1,000	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	7,400	—	20,000
合計	935,512	82	1,008	7,402	—	20,000

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については「5年超」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
当年度末において売買目的有価証券は保有しておりません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	3,514百万円	3,625百万円	111百万円
	小計	3,514	3,625	111
合計		3,514	3,625	111

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
	株式 債券	7,037百万円	14,501百万円	7,463百万円
貸借対照表計上 額が取得原価を を超えるもの	国債	42,269	43,849	1,579
	地方債	14,141	14,414	272
	社債	22,350	23,013	662
	その他	13,726	15,618	1,891
	その他	12,376	18,593	6,217
	小 計	111,903	129,990	18,087
	株式 債券	430	410	△ 19
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	国債	4,936	4,843	△ 93
	社債	7,616	7,545	△ 71
	その他	3,128	3,070	△ 58
	その他	11,927	10,837	△ 1,089
	小 計	28,039	26,706	△ 1,333
合 計		139,942	156,697	16,754

(注) 上記差額合計から繰延税金負債3,701百万円を差し引いた金額13,052百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	113百万円	8百万円	－百万円
債券	46,236	722	77
その他	109	22	－
合計	46,459	754	77

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,907百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 0百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得価額	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	2,009百万円	2,000百万円	9百万円	9百万円	－百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債2百万円を差し引いた金額7百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	970百万円
退職給付費用	71百万円
退職給付の支払額	153百万円
期末における退職給付引当金	887百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	887百万円
退職給付引当金	887百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	71百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。
また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、136百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	370百万円
退職給付引当金超過額	245百万円
有価証券償却超過額	1,209百万円
減価償却超過額	20百万円
未払費用否認額	124百万円
前払費用否認額	92百万円
未払事業税	20百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	2,140百万円
評価性引当額	△ 1,834百万円
繰延税金資産合計(A)	306百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 3,704百万円
その他	△ 52百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 3,756百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,450百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.8%
事業分量化当金	△ 11.6%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 5.0%
その他	△ 2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.8%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,521	5,393
剰 余 金 処 分 額	1475	1,826
利 益 準 備 金	400	500
任 意 積 立 金	—	—
(特 別 積 立 金)	(—)	(—)
出 資 配 当 金	255	255
(普通出資に対する配当金(配当率))	(155 (1.00%))	(155 (1.00%))
(後配出資に対する配当金(//))	(100 (0.50%))	(100 (0.50%))
事 業 分 量 配 当 金	820	1,070
次 期 繰 越 剰 余 金	4,045	3,567

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成29年度	平成28年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残
(2) 配 当 率	0.090%	0.120%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年7月2日
 山口県信用農業協同組合連合会
 代表理事理事長 小 野 浩

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

損 益 の 状 況

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
経 常 収 益	11,633	12,368	13,611	13,333	13,720
経 常 利 益	2,245	2,563	3,597	3,602	4,041
当 期 剰 余 金	1,953	2,360	2,943	3,526	3,899
出 資 金	35,542	35,542	35,542	35,542	35,542
(出 資 口 数)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)
純 資 産 額	74,994	75,674	75,196	77,816	69,938
総 資 産 額	1,086,805	1,047,022	1,039,620	1,043,380	985,382
貯 金 等 残 高	960,978	936,606	936,027	934,006	886,393
貸 出 金 残 高	87,900	76,339	82,397	90,522	100,492
有 価 証 券 残 高	190,673	160,211	184,924	210,593	222,544
剰余金配当金額	1,075	1,326	611	604	594
普通出資配当金額	155	155	155	155	155
後配出資配当金額	100	100	100	100	100
事業分量配当金額	820	1,070	356	349	339
職 員 数 (人)	93	95	99	94	98
単体自己資本比率	19.45%	20.64%	23.71%	23.90%	27.47%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

(利益総括表)

(単位：百万円、%)

項 目	平 成 2 9 年 度	平 成 2 8 年 度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,470	2,787	△ 317
役 務 取 引 等 収 支	438	450	△ 11
そ の 他 事 業 収 支	961	1,417	△ 455
事 業 粗 利 益	3,870	4,654	△ 784
(事 業 粗 利 益 率)	(0.39)	(0.48)	(△ 0.10)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項 目	平成 29 年 度			平成 28 年 度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	1,002,981	8,763	0.87	969,449	9,305	0.96
うち 預 け 金	764,673	4,324	0.57	756,609	4,684	0.62
うち 有 価 証 券	157,800	2,900	1.84	139,522	3,044	2.18
うち 貸 出 金	80,496	1,538	1.91	73,301	1,575	2.15
資 金 調 達 勘 定	986,782	6,292	0.64	954,696	6,517	0.68
うち 貯 金	954,540	5,591	0.59	933,106	5,816	0.62
うち 譲 渡 性 貯 金	1,463	0	0.02	1,502	0	0.03
うち 借 用 金	36,069	730	2.02	25,399	730	2.87
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.05	—	—	0.04

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項 目	平成 29 年 度	平成29年度増減額	平成 28 年 度	平成28年度増減額
受 取 利 息	8,763	△ 541	9,305	△ 1,180
うち 預 け 金	4,324	△ 360	4,684	△ 127
うち 有 価 証 券	2,900	△ 144	3,044	△ 807
うち 貸 出 金	1,538	△ 37	1,575	△ 246
支 払 利 息	6,292	△ 224	6,517	△ 145
うち 貯 金	5,591	△ 225	5,816	△ 135
うち 譲 渡 性 貯 金	0	△ 0	0	△ 0
うち 借 用 金	730	—	730	△ 2
差 引	2,470	△ 317	2,787	△ 1,034

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

貯金に関する指標

(貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度		平成28年度		増 減
流 動 性 貯 金	31,117	(3.25)	29,780	(3.19)	1,336
定 期 性 貯 金	923,283	(96.58)	903,182	(96.64)	20,101
そ の 他 の 貯 金	139	(0.01)	142	(0.02)	△ 3
計	954,540	(99.85)	933,106	(99.84)	21,434
譲 渡 性 貯 金	1,463	(0.15)	1,502	(0.16)	△ 39
合 計	956,003	(100.00)	934,608	(100.00)	21,395

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. () 内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度		平成28年度		増 減
定 期 貯 金	932,902	(100.00)	906,443	(100.00)	26,459
うち固定金利定期	932,892	(99.99)	906,433	(99.99)	26,459
うち変動金利定期	10	(0.00)	10	(0.00)	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
手 形 貸 付	196	176	19
証 書 貸 付	76,637	69,272	7,365
当 座 貸 越	3,647	3,852	△ 205
割 引 手 形	15	0	15
合 計	80,496	73,301	7,195

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	47,132 (53.62)	37,408 (49.00)	9,724
変 動 金 利 貸 出	40,768 (46.38)	38,931 (51.00)	1,837
合 計	87,900 (100.00)	76,339 (100.00)	11,561

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種 類	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
貯 金 等	105	98	7
有 価 証 券	—	0	△ 0
動 産	—	—	—
不 動 産	17,303	15,365	1,937
そ の 他 担 保 物	123	18	104
小 計	17,532	15,483	2,049
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2	59	△ 57
そ の 他 保 証	24	25	△ 1
小 計	26	84	△ 58
信 用	70,341	60,771	9,570
合 計	87,900	76,339	11,561

(貸出金の使途別内訳残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
設 備 資 金	6,453 (7.34)	7,366 (9.65)	△ 912
運 転 資 金	81,447 (92.66)	68,973 (90.35)	12,473
合 計	87,900 (100.00)	76,339 (100.00)	11,561

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
農 業	2,041 (2.32)	1,927 (2.52)	113
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	14,378 (16.36)	11,159 (14.62)	3,218
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	2,035 (2.32)	780 (1.02)	1,254
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (0.00)	5 (0.01)	△ 1
運 輸 ・ 通 信 業	1,644 (1.87)	1,035 (1.36)	609
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,283 (3.74)	1,971 (2.58)	1,311
金 融 ・ 保 険 業	24,948 (28.38)	23,078 (30.23)	1,870
不 動 産 業	5,519 (6.28)	3,936 (5.16)	1,582
サ ー ビ ス 業	10,909 (12.41)	8,959 (11.74)	1,950
地 方 公 共 団 体	11,920 (13.56)	13,754 (18.02)	△ 1,833
そ の 他	11,214 (12.76)	9,730 (12.75)	1,484
合 計	87,900 (100.00)	76,339 (100.00)	11,561

(注) () 内は構成比です。

(債務保証の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

種 類	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,007	1,086	△ 79
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	1,007	1,086	△ 79
信 用	233	245	△ 11
合 計	1,241	1,332	△ 90

(主要な農業関係の貸出金残高)

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成 29 年 度	平成 28 年 度	増 減
農 業	99	50	49
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	98	50	48
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	1	—	1
農 業 関 連 団 体 等	2,380	1,913	467
合 計	2,479	1,963	516

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の(貸出金の業種別残高)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成 29 年 度	平成 28 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	2,313	1,767	545
農 業 制 度 資 金	166	195	△ 29
うち 農 業 近 代 化 資 金	161	189	△ 27
うち そ の 他 制 度 資 金	4	5	△ 1
合 計	2,479	1,963	516

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農家経済負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成 29 年 度	平成 28 年 度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	6,161	6,525	△ 363
そ の 他	—	—	—
合 計	6,161	6,525	△ 363

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(リスク管理債権の状況)

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年 度	平成 28 年 度	増 減
破 綻 先 債 権	—	—	—
延 滞 債 権	2,024	2,128	△ 103
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	11	12	△ 1
貸 出 条 件 緩 和 債 権	60	45	15
合 計	2,096	2,186	△ 89

- (注) 1. 破綻先債権
元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3 ヶ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
平成29年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	142	96	0	45	142
危 険 債 権	2,081	829	15	1,236	2,081
要 管 理 債 権	71	52	－	0	52
小 計	2,295	978	16	1,282	2,276
正 常 債 権	86,921				
合 計	89,216				
平成28年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	129	95	1	32	129
危 険 債 権	2,213	843	73	1,297	2,213
要 管 理 債 権	57	43	－	0	43
小 計	2,401	982	74	1,330	2,387
正 常 債 権	75,341				
合 計	77,742				

- (注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。
- なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。
1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
3 ヶ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1 から3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高および期中増減額)

(単位：百万円)

区 分	平 成 29 年 度					平 成 28 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	255	288	—	255	288	274	255	—	274	255
個別貸倒引当金	1,338	1,290	—	1,338	1,290	1,488	1,338	32	1,455	1,338
合 計	1,594	1,578	—	1,594	1,578	1,763	1,594	32	1,730	1,594

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

項 目	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
国 債	38,365	44,139	△ 5,773
地 方 債	20,081	14,949	5,131
短 期 社 債	—	—	—
社 債	37,332	30,522	6,809
外 国 証 券	26,980	18,072	8,908
株 式	8,213	7,252	960
そ の 他 の 証 券	26,827	24,585	2,241
合 計	157,800	139,522	18,278

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成29年度								
国 債	13,027	4,882	1,971	497	2,136	14,488	—	37,003
地 方 債	3,660	729	1,195	2,213	10,658	4,800	—	23,257
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,121	5,616	3,404	9,110	8,816	8,788	—	39,857
外 国 証 券	5,134	4,135	5,251	8,095	8,651	5,000	—	36,268
株 式	—	—	—	—	—	—	9,290	9,290
その他の証券	1,126	8,266	2,907	997	6,300	—	10,024	29,623
平成28年度								
国 債	8,087	13,014	10,835	2,463	2,153	10,652	—	47,206
地 方 債	2,439	4,020	789	1,331	5,560	—	—	14,141
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,198	6,728	3,409	4,110	11,517	4,515	—	33,481
外 国 証 券	2,485	4,058	1,747	3,191	4,372	1,000	—	16,855
株 式	—	—	—	—	—	—	7,467	7,467
その他の証券	912	4,601	4,065	1,882	2,800	—	10,041	24,304

(注) 取得価額または償却原価によっています。

(有価証券の時価情報)

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成 29 年 度		平成 28 年 度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 29 年 度			平成 28 年 度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,575	7,699	123	3,514	3,625	111
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	7,575	7,699	123	3,514	3,625	111
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		7,575	7,699	123	3,514	3,625	111

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平 成 29 年 度			平 成 28 年 度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が 貸借対 照表計 上額を 超える もの	株式	16,693	7,738	8,955	14,501	7,037	7,463
	債券	83,228	81,562	1,665	81,277	78,761	2,515
	国債	34,255	33,351	904	43,849	42,269	1,579
	地方債	23,440	23,257	183	14,414	14,141	272
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	25,531	24,954	577	23,013	22,350	662
	その他	35,673	28,549	7,124	34,211	26,103	8,108
	外国証券	14,046	13,016	1,030	15,618	13,726	1,891
	その他の証券	21,626	15,532	6,094	18,593	12,376	6,217
	小 計	135,595	117,849	17,745	129,990	111,903	18,087
時価が 貸借対 照表計 上額を 超えな いもの	株式	1,394	1,552	△ 157	410	430	△ 19
	債券	10,922	10,980	△ 57	12,388	12,553	△ 164
	国債	3,622	3,652	△ 30	4,843	4,936	△ 93
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,300	7,327	△ 27	7,545	7,616	△ 71
	その他	35,184	37,342	△ 2,157	13,908	15,056	△ 1,148
	外国証券	22,116	23,251	△ 1,135	3,070	3,128	△ 58
	その他の証券	13,068	14,091	△ 1,022	10,837	11,927	△ 1,089
	小 計	47,502	49,875	△ 2,373	26,706	28,039	△ 1,333
合 計		183,097	167,725	15,372	156,697	139,942	16,754

(金銭の信託の時価情報)

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平 成 29 年 度		平 成 28 年 度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,795	—	3,907	△ 0

② 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平 成 29 年 度					平 成 28 年 度				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの	貸借対照 表計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの
満期保有 目的の金 銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成 29 年 度					平成 28 年 度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,018	2,000	18	18	—	2,009	2,000	9	9	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

① 通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			平成 29 年 度			平成 28 年 度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	—	—	—	1,443	1,391	51
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	合 計		—	—	—	1,443	1,391	51

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

② 金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

(利益率)

(単位：％)

項 目	平成 29 年 度	平成 28 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.21	0.25	△ 0.04
純資産経常利益率	3.52	4.07	△ 0.55
総資産当期純利益率	0.18	0.23	△ 0.05
純資産当期純利益率	3.06	3.75	△ 0.69

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

(貯貸率・貯証率)

(単位：％)

区 分		平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	9.15	8.15	1.00
	期 中 平 均	8.42	7.84	0.58
貯 証 率	期 末	19.84	17.11	2.73
	期 中 平 均	16.51	14.93	1.58

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高（譲渡性貯金を含む）×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高（譲渡性貯金を含む）×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高（譲渡性貯金を含む）×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高（譲渡性貯金を含む）×100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。内部留保の充実に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、19.45%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	155億円（前年度155億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	200億円（前年度200億円）

回転出資金

項 目	内 容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	－（前年度2億円）

永久劣後特約付借入金

項 目	内 容
発行主体	山口県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	124億円（前年度142億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、「中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」に基づき、安定的な内部留保による自己資本の充実と健全性の確保に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	61,593		60,715	
うち、出資金及び資本準備金の額	35,542		35,542	
うち、再評価積立金の額	5		5	
うち、利益剰余金の額	27,121		26,493	
うち、外部流出予定額 (△)	1,075		1,326	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	288		255	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	288		255	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	12,421		14,491	
うち、回転出資金の額	—		268	
うち、上記以外に該当するものの額	12,421		14,222	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	74,303		75,462	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	59	14	58	39
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	14	58	39
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59		58	
自己資本				
自己資本の額 (イ+ロ)	74,243		75,403	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	373,485		356,131	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 35,565		△ 35,540	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	14		39	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	35,580		△ 35,579	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,208		9,111	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	381,694		365,242	
自己資本比率				
自己資本比率 (イ/ニ)	19.45%		20.64%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成29年度			平成28年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	37,273	—	—	47,511	—	—
我が国の地方公共団体向け	35,265	—	—	27,993	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	8,099	809	32	5,018	501	20
地方三公社向け	295	59	2	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	761,280	152,252	6,090	761,011	152,195	6,087
法人等向け	82,074	48,482	1,939	61,076	36,514	1,460
中小企業等向け及び個人向け	61	41	1	53	36	1
抵当権付住宅ローン	2,992	1,032	41	3,292	1,137	45
不動産取得等事業向け	6,400	5,735	229	4,270	3,807	152
三月以上延滞等	192	109	4	183	91	3
信用保証協会等による保証付	2	0	0	59	5	0
出資等	15,110	15,110	604	13,430	13,430	537
他の金融機関等の対象資本調達手段	68,232	170,581	6,823	68,288	170,720	6,828
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	289	723	28	268	671	26
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	31,397	11,916	476	27,081	10,270	410
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの		△ 35,565	△ 1,422		△ 35,540	△ 1,421
上記以外	25,844	2,078	83	14,778	2,147	85
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,074,813	373,368	14,934	1,034,317	355,990	14,239
CVAリスク相当額 ÷ 8%		109	4		131	5
中央清算機関関連エクスポージャー	343	7	0	457	9	0
信用リスクアセットの額の合計額	1,075,156	373,485	14,939	1,034,775	356,131	14,245
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	8,208		328	9,111		364
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	381,694		15,267	365,242		14,609

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスク管理要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスク管理要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等は、四半期ごとに又は随時開催するリスク管理委員会において協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及び要注意先（要管理先を含む。）の債権については、貸倒実績率により算出した金額の合計額を一般貸倒引当金として計上しますが、その金額が租税特別措置法第57条の9の法定繰入率により算出した額を下回り、かつ、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、同法の法定繰入率に基づき算出した額を計上することとしています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎のⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類及びⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成29年度					平成28年度				
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち貸出金等		うち債券	うち店頭 デリバティブ			
国 内		1,038,705	90,483	100,340	—	192	1,018,394	80,260	95,642	—	183
	国 外	36,450	—	36,450	—	—	16,380	—	16,380	—	—
地域別残高計		1,075,156	90,483	136,790	—	192	1,034,775	80,260	112,023	—	183
法人	農 業	1,356	1,310	—	—	—	1,177	1,131	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	1,300	1,300	—	—	—	900	900	—	—	—
	製造業	29,948	12,587	11,725	—	—	25,994	11,360	10,225	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	15,718	7,537	4,213	—	21	12,823	4,694	3,919	—	—
	電気・ガス・熱供 給・水道業	2,977	3	2,804	—	—	2,144	5	2,002	—	—
	運輸・通信業	8,096	1,615	5,159	—	19	7,442	975	5,251	—	20
	金融・保険業	855,693	30,963	26,362	—	—	842,834	28,588	13,986	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	22,139	16,616	4,309	—	—	17,536	12,153	4,404	—	—
	日本国政府・地 方公共団体	72,373	11,954	60,419	—	—	75,300	13,795	61,505	—	—
	上記以外	23,717	305	21,798	—	—	12,293	—	10,727	—	—
個 人		5,023	5,023	—	—	151	4,639	4,639	—	—	162
その他		36,810	1,265	—	—	—	31,688	2,015	—	—	—
業種別残高計		1,075,156	90,483	136,790	—	192	1,034,775	80,260	112,023	—	183
残高期間別残高計	1年以下	785,232	8,339	26,060	—		761,327	6,142	16,242	—	
	1年超3年以下	25,101	9,671	15,429	—		50,078	8,104	27,973	—	
	3年超5年以下	30,867	19,013	11,853	—		28,543	11,736	16,806	—	
	5年超7年以下	54,561	34,567	19,993	—		47,206	36,060	11,145	—	
	7年超10年以下	35,663	5,338	30,324	—		29,795	6,137	23,657	—	
	10年超	45,235	12,106	33,128	—		26,072	9,875	16,196	—	
	期限の定めのないもの	98,494	1,445	—	—		91,751	2,203	—	—	
残高期間別残高計		1,075,156	90,483	136,790	—		1,034,775	80,260	112,023	—	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
6. 「平均残高」につきましては、期末残高と著しい差異が無いことから、記載しておりません。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成29年度					平成28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	255	288	—	255	288	274	255	—	274	255
個別貸倒引当金	1,338	1,290	—	1,338	1,290	1,488	1,338	32	1,455	1,338

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成29年度						平成28年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	国 内	1,338	1,290	—	1,338	1,290	—	1,488	1,338	32	1,455	1,338	—
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	1,338	1,290	—	1,338	1,290	—	1,488	1,338	32	1,455	1,338	—
法 人	農 業	6	4	—	6	4	—	5	6	—	5	6	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	772	744	—	772	744	—	806	772	—	806	772	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	189	198	—	189	198	—	207	189	—	207	189	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	0	—	—	0	—	—	1	0	—	1	0	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	256	247	—	256	247	—	263	256	—	263	256	—
	上記以外	8	8	—	8	8	—	8	8	—	8	8	—
	個 人	104	86	—	104	86	—	195	104	32	163	104	—
業種別残高計		1,338	1,290	—	1,338	1,290	—	1,488	1,338	32	1,455	1,338	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成29年度			平成28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	106,201	106,201	—	96,690	96,690
	2%	—	331	331	—	442	442
	4%	—	12	12	—	14	14
	10%	—	8,101	8,101	—	5,083	5,083
	20%	9,648	775,461	785,110	4,620	772,767	777,388
	35%	—	2,986	2,986	—	3,286	3,286
	50%	47,705	1,206	48,911	38,180	984	39,165
	75%	—	53	53	—	45	45
	100%	8,195	47,241	55,436	4,200	40,431	44,631
	150%	—	1,138	1,138	—	1,142	1,142
	200%	—	66,259	66,259	—	66,256	66,256
	250%	—	628	628	—	665	665
	その他	—	—	—	—	—	—
1,250%		—	—	—	—	—	—
合 計		65,549	1,009,622	1,075,171	47,001	987,813	1,034,814

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年度			平成28年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	143	500	—	152	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	7	—	—	7	—
抵当権付住宅ローン	2	—	—	1	—	—
不動産取得等事業向け	465	—	—	251	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	32	522	—	—	524	—
合 計	644	1,030	—	405	532	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、単年度余裕金の運用方針において1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成29年度	平成28年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成29年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	137	297	—	—	—	297
(2)金利関連取引	12	14	—	—	—	14
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	0	72	—	—	—	72
(5)貴金属(金を除く) 関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	150	384	—	—	—	384
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	150	384	—	—	—	384

平成28年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	196	363	—	—	—	363
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く) 関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	196	363	—	—	—	363
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	196	363	—	—	—	363

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

◇体制の整備及び運用状況の概要

証券化エクスポージャーについては、一般の債券と同様に「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき、リスク管理を行っています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

◇当会が行った証券化取引に係るエクスポージャーを保有している子会社及び関連法人

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」及び「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」、「情報漏洩等リスク」、「業務継続リスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「事務リスク管理手続」を定め、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止の取組み徹底により、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理手続」を策定し、内外環境要因分析およびシステムリスクアセスメント（自主点検）を核としたシステムリスクの特定・評価（C）、システムリスクアセスメント結果等を踏まえた改善事項の策定（A）、システムリスク管理計画の策定・修正（P）、当該計画の実施・進捗管理（D）のPDCAサイクルにより、継続的な改善に努めています。

情報漏洩等リスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することで情報漏洩等リスクの未然防止に努めています。

また、業務継続リスクについては、大規模災害等を想定し、不測の事態時においても利用者が日常生活や業務運営で利用する基本的サービスをJAバンクとして継続して提供するため、「JAバンクBCP（JAバンク業務継続計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式・投資証券又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「経済資本管理要領」、「市場リスク管理要領」、「信用リスク管理要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、V a Rによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成 29 年 度		平成 28 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	28,829	18,088	22,520	22,520
非 上 場	48,236	48,236	48,151	48,151
合 計	73,065	66,325	70,672	70,672

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 29 年 度			平成 28 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
350	—	—	31	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 29 年 度		平成 28 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
8,955	157	11,112	19

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成 29 年 度		平成 28 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「経済資本管理要領」及び「市場リスク管理要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではV a Rを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとしています。また、自己資本を基準とした配賦資本を設定するとともに、さらに市場部門および貸出部門に配賦を行う部門別の配賦資本管理を行っています。具体的には、部門別の取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（部門別配賦資本の85%）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、A L M担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では、V a R（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

V a Rとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} - \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成29年度	平成28年度
内部管理上使用した金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	1,178	1,047

（注）金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酬	退 職 慰 労 金
対象役員 (注1) に対する報酬等	50	1

(注1) 対象役員は、経営管理委員14名、理事 5名、監事 8名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会員JA組合長12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職 員 等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当するものはいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、平成29年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 平成29年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. そ の 他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	21
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	21
（3）事務所の名称及び所在地	20
2 主要な業務の内容	23
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	12
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	48
b 経常利益又は経常損失	48
c 当期剰余金又は当期損失金	48
d 出資金及び出資口数	48
e 純資産額	48
f 総資産額	48
g 貯金等残高	48
h 貸出金残高	48
i 有価証券残高	48
j 単体自己資本比率	48
k 剰余金の配当の金額	48
l 職員数	48
（3）直近の二事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	48,49,60
b 貯金に関する指標	50
c 貸出金等に関する指標	51～55
d 有価証券に関する指標	55～59
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制	9～10
（2）法令遵守の体制	8
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16～19
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	26
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32,33,47
（2）貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	54
b 延滞債権に該当する貸出金	54
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	54
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	54
（3）元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	55
（4）自己資本の充実の状況	61～75
（5）取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	57～58
b 金銭の信託	58～59
c デリバティブ取引	59
d 金融等デリバティブ取引	59
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	59
（6）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
（7）貸出金償却の額	55
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	76～77

発 行／ 平成30年7月
編 集／ 山口県信用農業協同組合連合会
企画管理部
T E L／ 083(973)2231
F A X／ 083(973)7795
E-mail／ kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp
U R L／ <http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>
こちらからもディスクロージャー誌をご覧ください。

